

## 拡大教授会

### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B 2号）（総B 3号）
3. 全学安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B 4号）
4. 各委員会報告（総B 1号）
5. その他
  - ・教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について

### ○ 議題

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総B 5号）
2. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総B 6号）
3. 人を対象とした実験研究に関する倫理審査委員会規則の一部改正（研B 3号）
4. 社会連携講座の運営等に関する規則の制定（研B 4号）
5. ギフテッド創成寄付講座の期間延長について（研B 5号）
6. 芸術創造連携研究機構の機構長変更について（研B 6号）
7. 未来戦略 LCA 連携研究機構「先制的 LCA」の社会連携研究部門の設置について（研B 7号）
8. その他
  - ・2023年度総務委員会及び拡大教授会開催日程等（案）について（総B 7号）

## 教授会

### ○ 教員人事

講	師	報	告	8件
准	教	報	告	45件
教	授	提	案	1件
		報	告	84件

計138件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

・2022年度コロナ対策経費配分案について（経B1号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎  
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

・広報委員会 「駒場2022」原稿執筆依頼について

## 拡大教授会および教授会議事要旨

日時 2022年12月15日(木) 15:00～17:36  
場所 Zoom会議  
出席者 239名

### 議 題

#### ○ 報告事項

##### 1. 総務委員会報告

研究科長から、12月1日、12月15日開催の総務委員会について説明・報告があった。

##### 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、12月6日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総B3号)に基づき説明・報告があった。

##### 3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室道上達男室長から、資料(総B4号)に基づき報告があった。

##### 4. 各委員会報告

・真船文隆財務委員会委員長から、2022年度 年度末執行に係る伝票等締切日について、資料(経B1号)に基づき説明があった。

・真船文隆財務委員会委員長から、2022年度 収入支出見込(2022.11.30現在)について、資料(経B2号)に基づき説明があった。

・市野川容孝入試委員会委員長から、令和5年度入試に伴う臨時措置(駒場キャンパス)について、資料(教B1号)に基づき説明があった。

##### 5. その他

・清水晶子副研究科長から、教養学部/教育学部 Safer Space 共催ポストイット・アクションへの投稿について説明があった。

#### ○ 審議事項

##### 1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構に置かれる部門の組織を定める内規の一部改正について

網野徹哉教養教育高度化機構長から、資料(総B7号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

##### 2. スプリット・アポイントメントの更新申請について

月脚達彦副研究科長から、資料(総B8号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

##### 3. 微生物科学イノベーション連携研究機構について

加納純子教授から、資料(研B3号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

##### 4. 「共創研究」社会連携講座について

池上高志教授から、資料(研B4号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

### 教授会

#### ○議 題

1. 次期副研究科長予定者の選挙について  
次期副研究科長予定者の選挙がなされた。

2. 次期評議員予定者の選考について  
次期評議員予定者の選考がなされた。

○教員人事

退職轉出等				1 件
講 師	提 案	報 告		1 件
	提 案	報 告		3 件
准 教 授	提 案	報 告		4 件
	提 案	報 告		3 件
教 授	提 案	報 告		3 件
	報 告			1 2 件

計 2 7 件

以上



## 議題及び資料

01 学内外情勢	総長
(資料1) 学内外情勢	
02 広報・コミュニケーション活動報告 * 報告	武田執行役
(資料2) 広報・コミュニケーション活動	
03 第4期中期計画の変更 * 審議	相原理事
(資料3) 3-1:第4期中期計画の変更(概要)、3-2:国立大学法人東京大学の中期計画新旧対照表、3-3:国立大学法人東京大学第4期中期目標・中期計画	
04 東京大学学位規則の一部改正 * 審議	太田理事
(資料4) 東京大学学位規則の一部を改正する規則(案)	
05 東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の一部改正 * 審議	太田理事
(資料5) 東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の一部を改正する規則(案)	
06 就業規則等の改正 * 審議	今泉理事
(資料6) 就業規則等の改正(案)	
07 東京大学奨学金返還免除候補者選考規程の一部改正 * 審議	藤垣理事
(資料7) 東京大学奨学金返還免除候補者選考規程の一部改正する規則(案)	
08 地球観測データ統融合連携研究機構の改組 * 審議	齊藤理事
(資料8) 「地球観測データ統融合連携研究機構」の改組の概要	
09 次世代放射光施設NanoTerasuのコアリションメンバー加入に関する覚書の締結 * 審議	齊藤理事
(資料9) 覚書(案)	
10 東京大学とオウル大学(フィンランド)との全学協定締結 * 審議	林理事
(資料10) 国際交流協定締結計画書等(オウル大学)(案)	
11 令和5(2023)年度総長補佐の推薦依頼 * 報告	大久保理事
(資料11) 令和5年度総長補佐の推薦について(依頼)	
12 連携研究機構(次世代都市国際連携研究機構、気候と社会連携研究機構)の変更 * 報告	齊藤理事
(資料12) 連携研究機構の変更について	
13 東京大学インフラ長寿命化計画(個別施設計画)2022年度改訂 * 報告	大久保理事
(資料13) 東京大学インフラ長寿命化計画(個別施設計画)2022年度改訂	
14 研究インテグリティの確保 * 報告	齊藤理事
(資料14) 東京大学の研究インテグリティの確保について(案)	

## 議題及び資料

---

15 共用研究設備システムの研究設備情報の新規登録・確認

齊藤理事

**\* 報告**

(資料15) 共用研究設備システムの研究設備情報の新規登録・確認について(照会)

---

16 その他

齊藤理事

(1) UTEC-UTokyo Meetupの開催

(資料16) UTEC-UTokyo Meetup開催のご案内

---

2023年1月全学環境安全管理室等会議・事故災害報告(要約)

・不休業事故・災害

- 22222F** D3 院生(男性:27歳);フッ化水素溶液が保護手袋に掛かった際、左手中指に痛みを感じた。手袋には微小な穴が開いていたことが確認された。
- 22223F** M2 院生(男性:24歳);液封状態の小バイアル内で化合物を合成していたところ、反応温度の上昇により蓋が飛び、中身が左腕に掛かった。
- 22227F** 学術専門職員(女性:36歳);帰宅時に歩行中、前方にあった三角コーンに気付かず躓いて転倒し、右肘を骨折した。
- 22229F** 雇用外研究員等(男性:30歳);プレゼンテーション後、立ったまま質疑応答を行っていたところ、失神して前方に倒れた。
- 22230F** M2 院生(男性:25歳);液体窒素が入ったタンク(10数キログラム)を持ち上げたところ、腰に痛みが走った。
- 22235F** 学部1年(男性:20歳);建物入口のガラス自動扉が開く前に突進して扉と衝突、左眉の上に裂傷を負った。
- 22236F** M1 院生(男性:24歳);ガラス製マニフォールドのコックがグリースで固着していたが、無理に回そうとしてコックが破損。右手人差し指に切創を負った。
- 22237F** D4 院生(女性:39歳、男性48歳);CT撮影が終了したと勘違いして撮影室内に入って被曝した。
- 22240F** M1院生(女性:23歳);深夜に帰宅する際、近道をしようと工事のための立入禁止の柵を乗り越えたところ、柵の先にある溝(50センチ)に落下した。
- 22244F** D1院生(女性:25歳);VRゴーグルを用いた実験をしていたところ、立ちくらみがしたため病院を受診した。(実験が直接の原因ではないと思われる)

・通勤災害

- 22228J** 特別研究学生(女性:24歳);自転車で大学へ通学途中に交差点で左折車両と接触した。(来日して間もない留学生であったため、日本の交通ルールについて理解していなかった)
- 22238J** 特任講師(女性:47歳);出勤時、歩道で滑り転倒し、脇腹を強打した。

・その他

- 22234S** 回収業者(男性:21歳);構内でトラックを運転中、右折の際に掲示板の底部分に接触した。

・人的被害なし、設備災害でない小火

- 22231Nf** 室内プレーカー新設時にアース線と電源線を誤配線したため漏電が発生。アース線に接続していた機器の配線が発熱発煙し、焼け焦げた。
- 22247Nf** 廊下に設置していた乾熱滅菌器の電源プラグや差込コンセント等が炭化していた。

・人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

- 22225Nd** 小型車両を転回する際にダクトの支柱に接触した。
- 22226Nd** 分電盤から新たに引かれた電源ケーブルを使ってレーザー用のチラーを運転しようとしたところ、100Vと200Vを誤って配線していたためにチラーの電源部が破損した。
- 22239Nd** 自動車の切り返しバック中に建物の壁と衝突し、車両が破損した。
- 22241Nd** 排水槽のpH異常のため、希釈処理しようとホースで注水していたところ、ホースが外れて室内や廊下に水が溢れた。
- 22243Nd** (構外)自動車をバックさせた際に木と接触した。
- 22245Nd** 赤外線ヒーターとオフィスチェアの距離が近かったため、熱で座席部分が溶解した。

・人的被害なし、設備災害でない有害物（臭）流出あり

**22224NI** 水素ボンベに取り付けていた圧調整器の弁を操作していたところ、接続が緩み、水素ガスが漏洩した。

**22232NI** 検体をホルマリン容器に入れてワゴンに置いたところ、容器が倒れてホルマリンがこぼれた。

**22233NI** ホルマリン容器に蓋をする際、作業台に置いていた容器に手が当たって倒れ、ホルマリンがこぼれた。

以上 教養学部等環境安全管理室

2022年度コロナ対策経費配分表

(単位:円)

No	学科・部会等名	要 求 事 項 名	配分額
1	アメリカ太平洋地域研究センター	①センター長室の感染対策物品費用 ②CPAS図書室・事務室の感染対策物品費用	13,212
2	外国語委員会	・手指消毒用液 ・感染防止用ハンドソープ ・感染防止用ペーパータオル	26,446
3	学際科学科	教室の換気対策(換気設備更新)	150,000
4	言語情報科学専攻	サウンドラボ(実験設備)感染対策措置 (空気清浄機および簡易抗原検査キット)	104,672
5	高度化機構	KALSへの網戸設置工事	150,000
6	国文学・漢文学部会	換気のための網戸とサーキュレーターの設置	150,000
7	スポーツ身体運動部会	PCR検査キット、消毒用アルコール、手袋、ビブス、ビブス用洗剤	120,622
8	地域文化研究専攻	18号館地域文化研究専攻事務室におけるコロナウイルス感染拡大防止対策に必要なサーキュレーターと加湿器	26,270
9	超域文化科学専攻	1. 網戸設置工事費 8号館308: (75,900円のうち)50,000円 2. 網戸設置工事費 14号館302A,401B,402A,403A:(80,480円のうち)50,000円 3. オンライン業務・会議用機材: 34,780円 ※内訳はスピーカー8980円、カメラ25,800円 4. 対面授業時の感染防止用資材: 7,836円(ウェットティッシュ代総額の半分)	142,616
10	哲学・科学史部会	新型コロナウイルス感染対策の「換気」を目的とした14号館7階個人研究室及び哲学研究室への網戸設置費の一部	150,000
11	統合自然科学科	統合生命科学実験の感染防止のための消耗品購入	57,860
12	物理部会	ハイブリッド授業用のスピーカーマイクの購入 基礎物理学実験室の各実験台に設置したアルコール補充作業代	150,000
13	歴史学部会	感染予防対策としての換気のための網戸設置	150,000
合 計			1,391,698

## NEWSLETTER

## ～ 目次 ～

- ◆ アクティブラーニングニュースレター(p.1)
- ◆ アクティブラーニングとは? (p.1)
- ◆ アクティブラーニング部門活動報告
  - ・ アクティブラーニング型授業モデルの開発 (p.1)
  - ・ ワークショップの開催(p.3)
- ◆ お知らせ
  - ・ アクティブラーニング手法の詳細について公開しています(p.5)
- ◆ アクティブラーニング部門とは? (p.5)

## ◆ アクティブラーニングニュースレター

学習効果を高める方法の一つとしてアクティブラーニングがあります。アクティブラーニングはKALS（駒場アクティブラーニングスタジオ、東京大学 駒場キャンパス 17号館 2階）といった特別な設備があるところで行うこともありますが、通常の教室でも行えます。授業の一部にアクティブラーニングをとり入れる際に、参考になるように、本ニュースレターでアクティブラーニングのさまざまな方法や関連する話題をお知らせいたします。本ニュースレターをお読みになり、気になる記事がありましたら、アクティブラーニング部門までお問い合わせください。（星埜）

## ◆ アクティブラーニングとは？

アクティブラーニングとは、データ・情報・映像などのインプットを、読解・ライティング・討論を通じて分析・評価し、その成果を統合的にアウトプットする能動的な学習のことで、

講義でのインプットに対して、試験や課題でアウトプットすることは普段から行われていると思いますが、それだけで深い理解を獲得させるのはなかなか困難です。アクティブラーニングでは、その途中に読解・ライティング・討論など、学生が中心になって行う活動を取り入れることにより、より深い理

解を獲得させるものです。一人で読んだ時は気がつかなかった観点を他の学生の見方から知ったり、他の学生の発表に質問することでより広がりをもって問題を捉えることができるようになります。

単に討論をすればアクティブラーニングになるわけではなく、どのように進めれば有効かについてさまざまな知見があります。このニュースレターでは、そのような方法をいくつか紹介していきます。（星埜）

## ◆ アクティブラーニング部門活動報告

2021年度のアクティブラーニング部門の活動について、これまでの取り組みを紹介します。

## アクティブラーニング型授業モデルの開発

アクティブラーニング部門では、授業の開講を通して、アクティブラーニング型授業のモデル開発や試行を行っています。

2022年度Sセメスターは、3授業を開講しました。各授業の概要やアクティブラーニング型授業モデルについて得られた知見を簡単に紹介します。

.....

**(1) 全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習:  
SDGsを学べる授業をつくろう**

.....

一昨年度から開講しているこの授業の目的は、SDGsについて高校生が効果的に学べるオンライン授業を設計してみることで、SDGsについての自分自身の学びを深めることでした。

今年度は授業の進め方を変更し、「第1部：SDGsを学ぶ」において、SDGsの全体像を把握する授業回を設けました。具体的には、第2回授業において、SDGsの各目標とターゲットを確認した後、各目標やターゲットの関係（結びつきの強弱）と理由を考えて個人で書き出し、それをグループで共有して関係性を話し合っして示しました。さらに、関係性を参考にしながらSDGsの意義と課題について議論し、内容をクラス全体で共有しました。第3回授業では、SDGsの17の目標間の関係を再考することを目的としました。17（も）の目標が定められた経緯を踏まえた上で、17の目標間にどのような関係性が

あるのかを複数の観点から示した図を引用しつつ、説明しました。また、17の目標間にシナジーやトレードオフがあるかどうかをグループで考えました。第4回授業では、SDGsの特定の目標について理解することを目的に、目標1（貧困をなくそう）と目標10（人や国の不平等をなくそう）に焦点を当てました。貧困や不平等の現状をデータで確認した後、そうした事態を招いている原因や、対策としての開発援助のありかたについてグループで議論しました。「第2部：SDGsを教える」では、第5回～第12回の授業で、高校生がSDGsについて学べる授業をつくり発表しました。また最終回では、最終発表に対する相互評価の結果をグループごとに確認し、自らの学習成果物の内容について振り返りました。また、この授業の学習目標である、SDGsの背景・意義・課題についてグループに分かれて考えを整理しました。その後、13回の授業を通した一人ひとりの学びを振り返る時間を設けました。

授業終了時の学生たちの感想では、「授業前は、SDGsに対して「何となく良いもの」という印象を持っていたが、もちろん意義はある一方で、さまざまな課題点も孕むものであるということに気付かされた」等が見られ、学生たちなりに、SDGsに対する考えに変化があり、また学習目標である意義と課題についての理解が深まったようです。

より詳しい内容は、ウェブサイトをご覧ください。<https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/classes/class-report/a3555/>（中澤）

---

## (2) 全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習： 未来の学びを考える【文献講読編】

---

2021年度Aセメスターより開講している授業です。2022年度Sセメスターは「文献講読編」として、教育・学習に関する文献を読み、文献の内容や自身の経験（過去・現在）の意味を理解した上で、「未来の学び（10年後を想定）がどうなるか」について自分なりに考えることを目的としました。

本授業は、大きく三つの内容・活動から構成されています。(1)学習前の準備では、「未来の学び」プレ議論として、「10年後の未来（の学校）では、①生徒は、何を身につける必要があるか？、②教師は、どんな役割を担うのか？、③地域・社会、家庭・保護者、学校・生徒との関係は？」について、ワールドカフェ形式で議論を行いました。(2)文献講読と「未来の学び」議論では、未来の学びを考える手がかりとなる情報を集めることを目的として、教育・学習の文献をジグソー法で講読し、未来の学びに関する問いについて議論を行いました。(3)「未来の学び」を考えるでは、これまでの自身の経験や文献・議論の内容を踏まえて一人ひとりが「未来の学び」に関する自分の考えを深めていきました。レゴブロックを使った経験の可視化や文献の内容との関連づけ（詳細はこちら <https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/tips/almethod/a3268/>）、ワールドカフ

ェ風のグループディスカッションを行いました。この授業の最終的な学習成果物は、全授業終了後に提出してもらったレポートでした。第13回の授業は、最終成果物に向けた状況共有として、その時点で考えている未来の学びを各自が発表し、相互にコメントしあいました。その後、13回の授業全体の振り返りとして、各自が大福帳を見直し、「13回の授業を通じて、自分は何ができるようになったのか」を一人ひとりが考え、内容をペアで共有して、授業を終えました。

受講者の感想では、「第11回、第12回のワールドカフェ風ディスカッションは、自身の未来の学びを考えるのに役立った」について、「とてもあてはまる」6名、「あてはまる」2名でした。加えてワールドカフェ風ディスカッションへの感想を自由記述で聞いたところ、「たくさんの意見を短時間で効率よく収集できること」、「一つの問いに対しても、各セッションにおける他の議論を活かすことができたのが良かった。」といった肯定的なものがあつた一方、「表面的な乾燥に終わってしまうことも想定される（原文ママ）」、「自分と同じタイミングで司会をやる人の意見が聞けなかったり、別グループの人とのディスカッションができなかったりと、文字通り全員の意見が聞けなかったのが少々物足りなかったです。」といった改善点が挙げられました。特に今回の授業では、受講者が8名と少人数だったため、ワールドカフェ風ディスカッションの利点を最大限に活かすことができませんでした。次に実施する際は、セッション数を増やしたり時間を長くとする等の改善を行いたいと考えています。（中澤）

---

## (3) 全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習： 模擬国連で学ぶ国際関係と合意形成 I

---

2019年度より開講している本授業では、「模擬国連（Model United Nations）」というアクティブラーニングの手法を用いて、国際問題について考えました。多様な利害・価値観に配慮することの重要性を理解するには体感してみることが早道ですが、模擬国連の会議では、一人一人が米国政府代表や中国政府代表などの担当国になりきって国際問題について話し合い、決議案の作成や投票を行いません。立場を固定されている点ではディベートと同様です。しかし、相手を論破することで勝利を目指すディベートと異なり、模擬国連会議では合意形成が目的であるため相手の利害・価値観を尊重したうえでの妥協が重要になります。

この点を重視し、授業内では対立の激しい議題（2003年のイラク戦争直前、2017年の朝鮮民主主義人民共和国による核実験時の国連安全保障理事会）・担当国を設定して、ロールプレイ・シミュレーションに取り組みました。具体的な授業の流れは、部門ウェブサイトをご覧ください（<https://>

## ワークショップの開催

学内外へのアクティブラーニングの普及を目指して定期的にワークショップを企画しています。

2022年度はこれまでに3つのワークショップを開催しました。これらについて簡単にご報告します。なお、詳細については、部門 web サイト (<https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/event/>) をご覧ください。

### ワークショップ「第3回東大生がつくるSDGsの授業」(2022年8月29日)

アクティブラーニング部門では、2022年度Sセメスターに、全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習「SDGsを学べる授業をつくろう」という授業を開講しました。本イベントは、その授業の中で特に優れた授業案を設計した学生が、高校生を対象とした授業を実施するものです。2020年度から開催しており、今回が3回目の開催となりました。当日は、10名の高校生が画面越しに集いました。

### 受講者代表による授業「貧困ってなに？知らないことは解決できない」(宮部裕貴 教養学部2年)

SDGsの目標1「貧困をなくそう」に関する授業でした。①貧困の現状を具体的な指標で説明できる、②現在取られている解決策の長所・短所を述べられるようになる、③以上を踏まえて、個人でも実践可能な貧困解決策を提示することができるようになる、という3つの目標を達成するべく、講師からの問いかけに対して参加者が1人あるいはグループでGoogleフォームに記入し、講師がそれにフィードバックをするという双方向的な形で進められました。授業を実施した学生からは、実施後に次のような感想が寄せられました。

授業準備に関しては、「知っている」とこと、それを「教える」とことの隔たりの大きさを痛感しました。当初は可能な限り多くの知識を伝えるのが良い授業だと思っていましたが、必ずしもそれが正解とは限らず、生徒の目線から授業内容を見つめ直すことの必要性を学びました。こうした受け手の視点も勘案する姿勢は、授業に限らず、情報伝達全般において、今後とも意識していきたいです。

授業では、高校生の方々の発想力・思考力にとっても驚きました。実際、高校生の皆さんには、授業の最後に「個人でも実践可能な貧困解決策の立案」という、この授業の最終目標でもある課題に取り組んでもらったのですが、そこであがった解答は、私の解説を反映しつつも、私も想定していなかったような視点が加えられた素晴らしい案ばかりでした。授業後に頂いた感想でも、この授業を通して新たに知ったことや生じた疑問を挙げて頂き、参加者の方々のSDGsに対する関心を少しでも深めることができたのだと達成感がありま

### Policy Paper I ~「イタイコト」を見つけるために~

Country: China  
Name: \_\_\_\_\_

#### 1 【内政】

(1) あなたの担当国には、大量破壊兵器やテロ、人権侵害に関して指摘されている事例があるか？

・人権侵害→共産党一党独裁体制を取っており、言論や思想の自由を大幅に制限しているとの指摘が国内外からある。異論を唱える人民のみならず、国内の少数民族などに対しても深刻な人権侵害を行っているとのこと。

・大量破壊兵器→大量破壊というほどではないにしても、南シナ海での軍事行動など、周辺国に対して軍事的圧力をかけることが多い。制裁にも関わらずNKが核実験を行えるのはChinaが決議通りの制裁を厳格に履行していないからだと言われている(石油については2013年以降ほぼ同量を供給し続ける)。

・直接(1)には関係ないが、~2008年の六者協議を主導していた実績あり。1

(2) (1)での回答を踏まえ、あなたの担当国は、国際社会の大量破壊兵器やテロ、人権侵害に関する関与・介入に対して、一般的にどのような姿勢を示すべきか。

・人権侵害については自国への非難を防ぐためなるべく言及しない。

・直接(2)には関係ないが、国際社会におけるプレゼンスを強めたがる

#### 2 【外交政策】

(1) あなたの担当国は、これまでのDPRK関連の会議において、どのような態度をとってきたか？

・北朝鮮への配慮=強力過ぎる制裁は行うべきでなく、対話路線強調(「決議違反の連続でNKは対価を支払うべきだが、制裁・圧力は根本的解決にならない」)

・1・2回目は比較的緩い対処だった一方、3回目以降は圧力強化

背景:

①2回目の核実験の際の経済制裁で、中国外交部は、「大量破壊兵器及びその運搬手段に断固反対し、安保理決議に厳格にしたがい、拡散防止と輸出規制のための法整備を行っている」と述べたにもかかわらず、湖北省の中部企業から兵器運搬車の車両が北朝

### 会議前に準備するPolicy Paperの例

履修者の感想としては、次のものがありました。

- ・ 議題についてはもちろんのこと、自分がその国の立場で意見を言わなくてはならないため、担当国について詳しく調べることに繋がった。
- ・ 国際関係論や国際法で学んだことを模擬国連の場で活かすことによって学びが深まったので、かなり学習効果があったと思います。
- ・ 達成したいことの優先順位をつけ、場合によっては最優先事項を通すために他の事項を諦める手法は様々なことに応用できそうだと考えた。また、決議案を書く中で、あえて通らなそうな要求を先に提示することで譲歩の材料にすることの有効性も学べた。
- ・ いかにも拒否権を使わせないラインまで妥協を引き出せるかが大事だと思った。自分側のボトムラインと同様に相手側のボトムラインについても考慮する必要がある。会議においては伝えたい要点が相手にしっかり伝わる話し方をする必要がある。早口になったり自分の知識をひけらかすような話し方では議論を進めるといった観点においては意味がないと思った。

本授業の目的に関し、国際関係の知識定着・合意形成の技能習得の両面において一定程度達成されていることがうかがえ、安堵しています(中村)

した。準備も含めて「授業」することは大きな苦  
 労が伴うなど感じましたが、一方で、自分自身の  
 成長や受講者の方の反応も勘案すると、それだけ  
 の価値は十分にある喜びだと思いました。

参加者の高校生からの反応も肯定的なものが多  
 く、授業を実施した学生の感想とあわせて、「教え  
 ることで学ぶ」という授業・ワークショップの所期  
 の目的が一定程度達成されていることがうかがえた  
 次第です（中村）

## 第 5 回模擬国連ワークショップ（2022 年 9 月 9 日）

本ワークショップは、先述の全学自由研究ゼミナ  
 ール／高度教養特殊演習「模擬国連で学ぶ国際関係  
 と合意形成」を踏まえて開催したものです。学内外  
 の大学・高校教員を対象として 2019 年度から開催  
 しており、今回が 5 回目となりましたが、37 名の参  
 加者が画面越しに集いました。

ワークショップは 2 部構成としました。セッション  
 1「模擬国連導入事例から学ぶ」では、模擬国連  
 の概要と本学教養学部の授業への導入例について、  
 担当教員の中村長史と受講者代表の八尾佳凜（教養  
 学部 4 年生）、竹本陽（教養学部 2 年生）の両学生  
 からお話した後、模擬国連の効果的な導入方法につ  
 いて参加者をまじえて議論しました。模擬国連はあ  
 くまでも手段であり、導入目的を明確化する必要が  
 あるという点を再確認する機会となりました。



### セッション 1 の様子（授業担当者・受講者の説明）

セッション 2「国際機関での実務から学ぶ」で  
 は、富田早紀氏（The Global Fund to Fight AIDS,  
 Tuberculosis and Malaria; 元国際移住機関[IOM];  
 本学総合文化研究科・教養学部 OG）から、複数の  
 国際機関での実務経験に基づいて、国際機関で必要  
 とされる知識・技能・態度についてご紹介いただき  
 ました。模擬国連で学ぶ知識・技能・態度が実社会  
 でどのように役立ち得るかの一例を学ぼうという趣  
 旨でしたが、セッション 1 との関係を意識した富田  
 氏のお話のおかげで、模擬国連の特徴を改めて確認  
 する機会ともなりました。



### セッション 2 の様子（富田氏のお話）

参加者からは、以下のような感想があり、本ワ  
 ークショップの目的が一定程度果たされていること  
 に安堵しました。

- ・ 内容が分かりやすくとても興味深く感じまし  
 ました。具体的な説明や事例紹介もあり、多くの  
 情報を教えて頂きました。実際に参加した学  
 生からの話もあったのが良かったです。
- ・ Policy Paper がとても参考になりました。一  
 から主張をまとめるのは難しいのですが、こ  
 れに則って考えをまとめてみようと思いま  
 す。
- ・ 模擬国連について疑問に思っていたことをわ  
 かりやすく説明してくださり、腑に落ちまし  
 ました。具体的には、所与の国益に制限されてお  
 り、革新的な議論がしにくいということだ  
 す。ロジックが成り立てば、担当国の政策や  
 立場を少し変えてもよいという点になるほど  
 と思いました。また、Policy Paper のフォー  
 マットについて、これまで見たことがあるも  
 のに比べて、論点の整理・政策を考える上  
 で、非常にわかりやすかったです。

今回は 2023 年 3 月に実施予定です。是非ご参加  
 ください（中村）

## 駒場アクティブラーニングワークショップ「授業 をアクティブにするためのふり返し」（2022 年 9 月 14 日）

本ワークショップは、学内の教員を対象として、  
 「アクティブラーニングのための授業デザイン確認  
 シート」（[https://dalt.c.u-  
 tokyo.ac.jp/download/a3321/](https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/download/a3321/)）に基づいて、授業の  
 デザインをアクティブラーニングの観点からふり返  
 り、参加者どうしで共有し授業をアクティブにする  
 ための検討やより良い授業にするための意見交換を  
 行うことを目的としました。当日は、5 名の方にご  
 参加いただきました。

ワークショップでは、趣旨説明や参加者どうしの  
 自己紹介の後、まず授業づくりのステップとして、  
 学習目標の立て方や、あわせて評価方法も決めるこ

と、その後には教え方を検討するという流れを確認しました。次に、「アクティブラーニングのための授業デザイン確認シート」の「授業をつくる前」の箇所に、参加者自身が授業のデザインについて記入しました。休憩を挟んで、アクティブラーニングの定義についてのミニレクチャ、アクティブラーニングの手法や授業をアクティブにするための工夫や取り組みに関する参加者による議論・共有、アクティブラーニングのためのポイントや授業構成の仕方のミニレクチャを行いました。それらを踏まえて、「アクティブラーニングのための授業デザイン確認シート」の「授業をつくりながら」に参加者一人ひとりが検討した内容を記入し、グループごとに共有や相互コメントを行いました。グループワーク後はワークショップ全体をふり返し、最後に閉会の挨拶を行ってワークショップを終えました。

ワークショップ後のアンケートでは、「本ワークショップで扱った内容をご自身の授業に活用できると思いますか」、「本ワークショップによって、今後の授業をアクティブにできそうですか」という質問に対して参加者全員が「とてもそう思う」と回答くださいました。加えて、本ワークショップで学んだことをどのように活用しようと考えているかという質問について、学生が一人で考える時間をもう少し与えたいや、小テストやワークを Google ドキュメントに書き込むといった具体的な回答がありました。また、「アクティブラーニングのための授業デザイン確認シート」の改善点も挙げられましたので、今後はシートを改善し第2版を公開したいと考えています。（中澤）

## ◆ お知らせ

### アクティブラーニング手法の詳細について 公開しています

アクティブラーニング部門ウェブサイト (<https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/>) では、授業で活用可能なアクティブラーニング手法について、授業前の準備や授業中の運営といった具体的な手順などを紹介しています。また実際の導入を踏まえての感想や改善についても発信しています。ぜひご覧いただき、授業でのアクティブラーニングの参考になれば幸いです。

## ◆ 今後の活動予定

2022年度 A セメスターも授業を開講し、引き続きアクティブラーニング型授業モデルの検討・開発を行っています。また年度末に再びワークショップを開催する予定があります。オンライン授業や部門の活動に関する情報は、アクティブラーニング部門ウェブサイト (<https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/>) で発信していきますので、ぜひご覧いただければと思います。ワークショップへの参加もお待ちしております。

## ◆ アクティブラーニング部門とは？

アクティブラーニング部門は学部教育を教育工学の視点から支援することを目的として、2010年度に教養教育高度化機構に設置されました。その活動内容は、教養学部・情報学環・大学総合教育研究センターの共同プロジェクトとして2007-2009年度に実施された文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代 GP)「ICTを活用した新たな教養教育の実現-アクティブラーニングの深化による国際標準の授業モデル構築-」を継承し、発展させています。また、全国の教育機関や教育関連の企業からの見学を受け入れており、アクティブラーニングの実施モデルとしての役割も果たしています。

(奥付)

- 発行年月日：2022年12月14日
- 発行：東京大学 大学院総合文化研究科・教養学部 附属教養教育高度化機構アクティブラーニング部門  
星埜守之・中澤明子・中村長史
- 連絡先：dalt@kals.c.u-tokyo.ac.jp
- Web サイト：https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	(略)				(略)				
	<u>国際社会科学専攻 公共政策論講座公 共政策論分野</u>	准教授 講 師	<u>1年。ただし、令 和5年3月31 日を超えること はできない。</u>	<u>再任不可。</u>	(削除)				
	(略)				(略)				
	<u>広域科学専攻自然 体系学講座生態学 分野</u>	准教授 講 師	<u>5年。ただし、令 和5年3月31 日を超えること はできない。</u>	<u>再任可。ただし、1回限り とし、再任後の任期は令和 5年3月31日を超える ことができない。</u>	(削除)				
	(略)				(略)				
	<u>地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座学際複合分野</u>	講 師	<u>4年。ただし、令 和5年3月31 日を超えること はできない。</u>	<u>再任不可。</u>	(削除)				
(略)				(略)					

言語情報科学専攻の全講座（国際研究先端大講座先端領域分野、 <u>国際研究先端大講座融合領域分野及び国際研究先端大講座総合学術分野を除く。</u> ）	助 教	2年	再任不可。	言語情報科学専攻の全講座（国際研究先端大講座先端領域分野 <u>及び</u> 国際研究先端大講座融合領域分野を除く。）	助 教	2年	再任不可。
地域文化研究専攻の全講座（国際研究先端大講座先端領域分野、 <u>国際研究先端大講座融合領域分野及び国際研究先端大講座総合学術分野を除く。</u> ）	助 教	2年	再任不可。	地域文化研究専攻の全講座（国際研究先端大講座先端領域分野 <u>及び</u> 国際研究先端大講座融合領域分野を除く。）	助 教	2年	再任不可。
(略)				(略)			
<u>広域科学専攻情報システム学講座総合情報学分野</u>	助 教	<u>2年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。</u>	<u>再任不可。</u>	(削除)			
(略)				(略)			
広域科学専攻複雑系解析学講座物性理論分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	広域科学専攻複雑系解析学講座物性理論分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。

	(略)								
	附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅰ	准教授 講師	3年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。					
	(略)								
教養学部	(略)								
	附属教養教育高度化機構初年次教育部門人文科学教育研究分野	准教授 講師	1年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。					
	(略)								
	(略)								
	広域科学専攻国際研究先端大講座学際複合分野	助教	3年	再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は1年とする。					
	(略)								
	附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門	講師	5年	再任不可。					
	(略)								
教養学部	(略)								
	(削除)								
	附属教養教育高度化機構 Diversity & Inclusion 部門社会科学教育研究分野	准教授	4年。ただし、令和9年3月31日を超えることはできない。	再任不可。					
	(略)								

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

改正理由：大学院総合文化研究科及び教養学部において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正						
(略)					(略)						
別表					別表						
教育研究組織		対象と	任期	再任に関する事	根拠規定	教育研究組織		対象と	任期	再任に関する事	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等	なる職				なる職					
(略)					(略)						
大学院総合文化研究科					大学院総合文化研究科						
国際社会科学専攻公共政策論講座公共政策論分野		准教授 講 師	1年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号	(削除)					
(略)					(略)						
広域科学専攻自然体系学講座生態学分野		准教授 講 師	5年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任可。ただし、 1回限りとし、再 任後の任期は令 和5年3月31 日を超えること ができない。	法第4条第1 項第1号	(削除)					
(略)					(略)						
地域文化研究専攻国際研究先端大講座学際複合分野		講 師	4年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号	(削除)					
(略)					(略)						
言語情報科学専攻の全講座（国際研究先端大講座先端領域分野、国際研究先端大講座融合領		助 教	2年	再任不可。	法第4条第1 項第2号	言語情報科学専攻の全講座（国際研究先端大講座先端領域分野及び国際研究先端大講座融合領		助 教	2年	再任不可。	法第4条第1 項第2号

域分野及び国際研究先端大講座 総合学術分野を除く。)				
地域文化研究専攻の全講座（国 際研究先端大講座先端領域分 野、国際研究先端大講座融合領 域分野及び国際研究先端大講座 総合学術分野を除く。）	助 教	2年	再任不可。	法第4条第1 項第2号
(略)				
広域科学専攻情報システム学講 座総合情報学分野	助 教	2年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号
(略)				
広域科学専攻複雑系解析学講座 物性理論分野	助 教	5年	再任可。ただし、 2回限りとし、再 任の場合の任期 は1回目にあっ ては3年、2回目 にあっては2年 とする。	法第4条第1 項第1号
(略)				
附属グローバルコミュニケーシ ョン研究センター日本語教育開 発実施部門Ⅰ	准教授 講 師	3年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号
(略)				
(略)				
教養学部	(略)			

域分野を除く。)				
地域文化研究専攻の全講座（国 際研究先端大講座先端領域分野 及び国際研究先端大講座融合領 域分野を除く。）	助 教	2年	再任不可。	法第4条第1 項第2号
(略)				
(削除)				
(略)				
広域科学専攻複雑系解析学講座 物性理論分野	助 教	5年	再任可。ただし、 2回限りとし、再 任の場合の任期 は1回目にあっ ては3年、2回目 にあっては2年 とする。	法第4条第1 項第1号
広域科学専攻国際研究先端大講 座学際複合分野	助 教	3年	再任可。ただし、 1回限りとし、再 任の場合の任期 は1年とする。	法第4条第1 項第1号
(略)				
附属グローバルコミュニケーシ ョン研究センター日本語教育開 発実施部門	講 師	5年	再任不可。	法第4条第1 項第1号
(略)				
(略)				
教養学部	(略)			

附属教養教育高度化機構初年次 教育部門人文科学教育研究分野	准教授 講師	1年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号
(略)				
(略)				

(削除)				
附属教養教育高度化機構 Diversity & Inclusion部門社会 科学教育研究分野	准教授	4年。ただし、 令和9年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号
(略)				
(略)				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部

人~~ヒト~~を対象とした実験研究に関する倫理審査委員会規則 (案)

制定 平成7年6月1日

改正 平成8年9月19日

改正 平成16年4月1日

改正 平成17年4月1日

改正 平成27年2月19日

改正 令和5年 月 日

(設置)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科」という。）に人~~ヒト~~を対象とした実験研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、研究科における、人~~ヒト~~を対象とした実験研究に関し、その研究に研究対象者被験者として参加する人~~ヒト~~の人権と安全の確保に資するため、研究者から提出された研究計画について、審査、助言・勧告することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる生命環境科学系各グループから推薦された教員 各1名

イ 身体運動科学グループ

ロ 認知行動科学グループ

ハ 基礎生命科学グループ

(2) 広域システム科学系から推薦された教員 1名

(3) 関連基礎科学系から推薦された教員 1名

(4) 言語情報科学、超域文化科学、地域文化研究及び国際社会科学の4専攻のいずれかから推薦された教員 各1名

(5) 委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務部経理課研究支援チーム係において処理する。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査の方法、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座の運営等に関する規則（案）

令和5年1月19日制定

（目的）

第1条 この規則は、東京大学社会連携講座等に関する規則（東大規則第28号。以下「全学規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科・学部」という。）に設置する社会連携講座の運営及び評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置及び改廃）

第2条 社会連携講座の設置及び改廃については、教授会の議を経て研究科長が決定し、教育研究評議会及び役員会に報告する。

（存続期間）

第3条 社会連携講座の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。5年を越えて存続すべき社会連携講座を設置しようとするときは、教授会の議を経て、研究科長は教育研究評議会に承認を求めるものとする。

（社会連携講座教員）

第4条 社会連携講座に所属する教員の選考については、一般の教員の選考基準に準じて行う。

（運営委員会の設置）

第5条 社会連携講座の運営のため、社会連携講座ごとに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名する副研究科長
- (2) 研究科長が指名する当該社会連携講座を兼務する教授又は准教授
- (3) 研究科長が指名する関連研究分野の教授又は准教授
- (4) その他研究科長が必要と認め、指名する者

3 運営委員会の委員長は、委員の互選による。

4 運営委員会は、教育・研究、予算、人事、その他運営に係る事項を審議する。ただし、社会連携講座専任の教員は、人事の審議に加わることはできない。

5 運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

（評価委員会の設置）

第6条 全学規則第11条に基づき、社会連携講座ごとに評価委員会を置く。

2 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、前条に定める運営委

員会の委員は、評価委員会の委員を兼ねることはできない。

- (1) 研究科長が指名する副研究科長
- (2) 研究科長が指名する研究科長補佐
- (3) 研究科長が指名する専攻長ないしは系長
- (4) その他研究科長が必要と認め、指名する者

3 評価委員会の委員長は、副研究科長が務める。

4 社会連携講座に所属する教員は、評価委員会の業務に、誠実に協力しなければならない。

5 評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、社会連携講座の運営に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

1. この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座運営規則（平成27年10月15日 教授会制定）は、令和5年3月31日をもって廃止する。

大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等運営委員会内規及び大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等評価委員会内規を廃止する内規（案）

令和 5 年 1 月 19 日研究科長裁定

大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等運営委員会内規（平成 27 年 10 月 15 日研究科長裁定）及び大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等評価委員会内規（平成 27 年 10 月 15 日研究科長裁定）は廃止する。

#### 附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 廃 止 理 由

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座運営等に関する規則（令和 5 年 1 月 19 日制定）により、これらの内規に定めていた規定が整備されたため、当該事項を定めたこれらの内規を廃止するものである。

平成29年9月28日

役員会議決

東大規則第28号

(設置)

第1条 本学に、民間等外部の機関(国立研究開発法人を除く。以下「民間機関等」という。)から受け入れる共同研究の一環として教育研究を実施するため、社会連携講座及び社会連携研究部門(以下「社会連携講座等」という。)を置く。

2 社会連携講座は、学部及び研究科等の教育研究を行う大学院組織等に置く。

3 社会連携研究部門は、附置研究所及び附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設等の教育研究を行う組織に置く。

(目的)

第2条 社会連携講座等は、民間機関等と連携することにより、本学における教育研究の進展と充実を図り、人材育成をより活発化させ、もって學術の推進及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(設置及び運営の原則)

第3条 社会連携講座等の設置及び運営にあたっては、次によるものとする。

(1) 社会連携講座等は、公共性の高い共通の課題について、本学と共同して研究を実施しようとする民間機関等から受け入れる経費等を活用して設置するものであること。

(2) 社会連携講座等及びそれに関連する共同研究(以下「当該共同研究」という。)に、他の民間機関等を加えることができること。

(3) 本学の教育研究における自主性の確保に十分配慮し、特に学部学生・大学院学生の進路を制約することのないよう社会連携講座等を連携して設置する機関(前号の規定により加えることとされた機関を含み、以下「連携機関」という。)の理解を得ること。

(4) 本学の教育研究体制における教育研究競争力の強化、流動化、国際化、学際化及び研究成果の公開化の推進に配慮すること。

(5) 連携機関から民間等共同研究員(東京大学民間等共同研究取扱規則(以下「共同研究取扱規則」という。)第7条に定めるものをいう。)を受け入れることができること。

(名称)

第4条 社会連携講座等には、当該社会連携講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

(申込みの方法)

第5条 社会連携講座等設置の申込みは、部局長に対して、文書により行う。

(設置の決定等)

第6条 社会連携講座等を設置するときは、部局の教授会(教授会に相当するものを含む。)において審査させ、部局長がこれを決定するものとし、教育研究評議会及び役員会に報告しなければならない。

2 部局長は、設置を決定したときは、その決定内容を東京大学会計規程第16条第2項に

規定する総長から契約事務の委任を受けた者（以下「契約事務の委任を受けた者」という。）に通知する。

（契約の締結）

第7条 契約事務の委任を受けた者は、前条第2項の通知に基づき、連携機関の長と社会連携講座等の設置に関する契約を締結する。

（存続期間）

第8条 社会連携講座等の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。ただし、当該部局において5年を越えて存続すべき社会連携講座等を設置しようとするときは、教育研究評議会の承認を得なければならない。

2 前項の存続期間が終了したときは（5年を越えて存続する社会連携講座等については、おおむね5年ごとに）、当該部局の定めるところにより、その教育研究の成果のとりまとめを行う。

（社会連携講座等教員）

第9条 社会連携講座等に所属する教員（以下「社会連携講座等教員」という。）は、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教のいずれかとして雇用するものとする。

2 連携機関に所属する者は、当該社会連携講座等教員に充てることはできない。ただし、連携機関のうち独立行政法人に所属する研究者を当該社会連携講座等教員に充てる場合及び本学の常勤の教員（教授、准教授、講師又は助教をいう。以下「本学の教員」という。）が社会連携講座等教員を兼務する場合であって相当の理由があるときは、この限りではない。

3 社会連携講座等教員のうち、少なくとも1名は、特任教授又は特任准教授でなければならない。

4 社会連携講座等教員の選考は、本学の教員の選考基準に準じて行う。選考に関して必要な事項は、各部局において定める。

5 社会連携講座等教員は、その職を主たる職とすることを原則とする。ただし、相当の事情がある場合は、この限りでない。

（社会連携講座等教員の職務）

第10条 社会連携講座等教員は、当該共同研究を行うほか、本学の学部学生・大学院学生に対する教育を行うことができる。

2 社会連携講座等教員は、第2条に掲げる目的を達成するために必要な研究を、自由な発想のもとに行うことができる。

（評価）

第11条 部局長は、社会連携講座等を設置したときは、当該社会連携講座等に係る評価を行うため、当該部局に評価委員会を設置するものとする。

2 評価委員会は、当該部局の教員複数名を委員として構成するものとする。

3 評価委員会は、毎年度及び設置期間終了後、次に掲げる項目について評価を行い、その結果を部局長に報告するものとする。

(1) 当該社会連携講座等の教育内容とその方法及び研究活動等

(2) 社会連携講座等教員の適性及び契約期間の適切性

(3) その他、当該社会連携講座等に関し必要な事項

(社会連携講座等に要する経費及び設備等の取扱い)

第12条 社会連携講座等に要する経費及び設備等の取扱いについては、共同研究取扱規則の当該規定を適用する。

2 前項の場合において、同規則第8条第2項中「民間機関等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。」とあるのは、「連携機関は、社会連携講座等の運営及び当該共同研究の実施のために、社会連携講座等教員の人件費、謝金、旅費、消耗品費及び光熱水料等の社会連携講座等における教育研究に必要な経費（以下「基礎的経費」という。）を負担するものとする。」とする。

3 連携機関は、効果的かつ効率的に研究を行うために必要な管理的経費として、東京大学研究支援経費取扱要領に定める研究支援経費を負担するものとする。この場合における研究支援経費の額は、同要領第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、基礎的経費の額の30パーセントに相当する額とする。

4 連携機関は、社会連携講座等の設置にあたり効果的かつ効率的に教育又は研究を行うために、別途経費が必要な場合、その経費を負担するものとする。

(社会連携講座等を含む共同研究の取扱い)

第13条 この規則及び第7条に基づき締結する社会連携講座等の設置に関する契約に定めるもののほか、社会連携講座等を含む当該共同研究の取扱い及びその研究成果に基づく発明等の取扱いについては、共同研究取扱規則に基づき締結する共同研究に関する契約によるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、社会連携講座等の手続等に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の社会連携講座等要項に基づき設置されている社会連携講座及び社会連携研究部門（国立研究開発法人と連携して設置されているものを除く。）については、それぞれ改正後の東京大学社会連携講座等に関する規則第1条の規定により設置された社会連携講座及び社会連携研究部門とみなす。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成33年3月31日までの間における第1条の3の規定の適用については、同条中「文書館」とあるのは、「文書館、東京大学基本組織規則の一部を改正する規則（平成30年4月26日東大規則第3号）附則別表に掲げる全学センター」とする。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等運営規則

平成27年10月15日 教授会制定

東京大学大学院総合文化研究科教授会・教養学部教授会（以下「教授会」という。）は、社会連携講座及び社会連携研究部門（以下「社会連携講座等」という。）の運営に関し、東京大学社会連携講座等要項（以下「要項」という。）に基づき、以下のとおり規則を定める。

（設置及び運営の原則）

第1条 社会連携講座等の設置及び運営は、大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科・学部」という。）における研究教育の発展及び充実を目的とし、特に研究教育の国際化を配慮しつつ、自主的に行なうものとする。

第2条 社会連携講座等の設置及び運営に当たっては、本研究科・学部の主体性を確保するものとする。

（本学の原則の遵守）

第3条 本学の関係者が一切の軍事研究に従事してはならず、また軍事組織からの財政的援助を受けてはならないという本学の原則は、社会連携講座等においても遵守されなければならない。

（社会連携講座等の所属）

第4条 社会連携講座等は、本研究科・学部に所属する。

（社会連携講座等の設置及び改廃）

第5条 社会連携講座等の設置及び改廃については、教授会の議を経て決定する。

第6条 社会連携講座等には当該講座等における研究教育の内容を示す名称を付するものとする。

第7条 社会連携講座等の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。社会連携講座等の存続期間は更新することができるが、その手続きは設置の例に準ずる。

（社会連携講座等の構成）

第8条 社会連携講座等に所属する教員（以下「社会連携講座等教員」という。）は、本学教員以外の者をもって充てることを原則とする。

第9条 社会連携講座等は、教授、准教授又は助教に相当する者をもって構成する。

ただし、少なくとも教授又は准教授に相当する者を1名、准教授又は助教に相当する者を1名とする。

（社会連携講座等構成員の選考）

第10条 前条に定める社会連携講座等教員となる教授、准教授及び助教に相当する者の選考については、一般の教員の選考基準に準じて行う。

第11条 社会連携講座等教員のうち教授、准教授に相当する者は、それぞれ「客員教授」「客員准教授」と称することができる。

(運営委員会)

第12条 社会連携講座等の運営のため、社会連携講座等ごとに運営委員会を設置する。

運営委員会の組織及び役割については、別に定めるものとする。

(社会連携講座等構成員の義務及び権限)

第13条 社会連携講座等教員は、その職を主たる職とすることを原則とする。ただし、相当の事情のある場合はこの限りでない。

第14条 社会連携講座等に採用された教授又は准教授に相当する者は、研究科・学部の求めに応じ、講義又は学生の指導等を行うことができる。

2 講義の単位数及び教務関係の必要事項は、別に定める。

第15条 社会連携講座等に採用された教授、准教授、又は助教に相当する者は、運営委員会及び教授会の求めにより、当該社会連携講座等の教育、研究及び運営に関する事項について、運営委員会及び教授会に出席し、意見を述べることができる。

ただし、人事に関する審議に、加わることはできない。

(評価委員会)

第16条 要項第12に規定する評価委員会は、社会連携講座等ごとに設置する。

委員会の組織及び役割については、別に定めるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めのない事項については、要項によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年10月15日から施行する。

大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等運営委員会内規

平成27年10月15日 研究科長裁定

1. 大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等運営規則第12条の規定に基づき、社会連携講座等ごとに運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、当該社会連携講座等に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 教育・研究に関する事項
  - (2) 予算に関する事項
  - (3) 人事に関する事項
  - (4) その他運営に関する事項
3. 委員会は、原則として、以下の構成とする。なお委員長は、委員の互選による。
  - (1) 副研究科長（1名）
  - (2) 当該社会連携講座等を兼務する教授又は准教授
  - (3) 関連研究分野の教授又は准教授（若干名）
  - (4) 委員長は、必要に応じて上記以外の者を委員に加えることができる。
4. 委員の任期は、原則として、当該社会連携講座等の存続期間（延長期間を含む）とする。  
委員の交替については、委員会の了承を必要とする。
5. 委員会は、第2項各号に掲げる事項について審議した原案を作成し、必要な場合は教授会の承認を得るものとする。
6. この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成27年10月15日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等評価委員会内規

平成27年10月15日 研究科長裁定

1. 大学院総合文化研究科・教養学部社会連携講座等運営規則第16条の規定に基づき、社会連携講座等ごとに評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、毎年度及び設置期間終了後、次の各号に掲げる項目について評価を行い、その結果を研究科長に報告するものとする。  
ただし、社会連携講座等の設置期間を延長する場合は、延長の申請をする前に評価を行い、その結果を研究科長に報告するものとする。
  - (1) 社会連携講座等の教育内容とその方法及び研究活動等
  - (2) 社会連携講座等教員の適性及び契約期間の是非
  - (3) その他、社会連携講座等に関し必要な事項
3. 委員会は、原則として、以下の構成とする。
  - (1) 研究科長
  - (2) 副研究科長（1名）
  - (3) 委員長が必要と認めた者
4. 委員長は、研究科長とする。
5. この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成27年10月15日から施行する。

(2023年1月19日 教授会承認〈予定〉時点)

【変更】2021.4.1

## 東京大学大学院総合文化研究科「ギフテッド創成」寄付講座の概要

1. 設置年月日 (設置期間)	2020年4月1日 (2020年4月1日～2023年7月31日) 3年4ヶ月間 <del>-(2020年4月1日～2023年3月31日)——3年間</del>
2. 部局名	東京大学大学院総合文化研究科
3. 寄付講座等の名称	(和文) ギフテッド創成寄付講座 (英文) <b>Endowed Institute for Empowering Gifted Minds</b> <b>Endowed Institute for Development of the Gifted</b>
4. 寄附者	一般社団法人インクルーシブパレット
5. 寄附者の概要	(1) 設立年月日 2019年 10月 1日 (2) 資本金 0円 (2020年 1月 29日現在) (3) 収益 0円 (2019年 12期) (4) 従業員数 5人 (2019年 1月 29日現在) (5) 事業の内容 (概略) ・ギフテッド及び障がい者の就職支援活動 ・ギフテッド及び障がい者の就労支援活動 ・大学への寄付講座提供による職業能力開発プログラムの研究 ・その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業 *本社は賛助会員参加企業からの寄附により運営される予定。 【社団法人参加予定企業：サイオス株式会社】 (1) 設立年月日 1997年 5月 23日 (2) 資本金 1,481,520千円 (2020年 1月 29日現在) (3) 収益 12,799百万円 (2018年 12月期) (4) 従業員数 単体:49人 連結:440人 (2018年 12月 31日現在) (5) 事業の内容 (概略) サイオスは、Linuxに代表されるオープンソースソフトウェア、AI、クラウド、金融技術に卓越した強みを有するテクノロジー企業群を子会社に持つ東証二部上場の持株会社です。
6. 寄附金額	総額 60,000,000円
7. 寄附方法及び時期	現金で納入 2020年3月 10,000,000円 2020年8月 10,000,000円 2021年3月 10,000,000円 2021年8月 10,000,000円 2022年3月 10,000,000円 2022年8月 10,000,000円
8. 担当教員	特任准教授 池澤 聡 <del>特任研究員 1名採用予定</del>
9. 研究目的	高い論理的思考能力を発揮する者が少なくない発達障がい者をはじめとする障がい者のギフテッドとしての側面に注目し、その能力を引き上げることに注目することで、特にIT分野においてイノベーションをけん引できる人材の育成につなげる。
10. 研究内容・研究課題	発達障がいをはじめとする障がい者に対し、IT技術に関する職業訓練を行い、障がいの種別、年齢、などを考慮した最適な教育プログラムの開発を行い、ギフテッドとしての潜在能力を発揮させる

11. 期待される成果	<p>○直接的な成果  障がい種別・特性・年齢に応じた IT 人材育成プログラム  非障がい者にも応用できる教育プログラム  研究を通じて教育された、研究対象者の IT 業界への輩出</p> <p>○副次的な成果  職業訓練をうけたギフテッド人材の活用</p>
12. 備考	<p>2020 年 2 月 20 日 教授会承認（設置）  2023 年 1 月 19 日 教授会承認予定（変更：設置期間延長）</p>

様式4-1

令和5年 月 日

総 長 殿

大学院総合文化研究科長  
大学院医学系研究科長  
大学院工学系研究科長  
大学院人文社会系研究科長  
大学院教育学研究科長  
大学院数理科学研究科長  
大学院情報学環長

森山 工  
岡部 繁男  
染谷 隆夫  
秋山 聡  
小玉 重夫  
斎藤 毅  
山内 祐平

連携研究機構変更申請書

東京大学連携研究機構規則第6条の規定に基づき、下記のとおり連携研究機構の変更を申請致します。

記

連携研究機構の名称：芸術創造連携研究機構

変更の内容及びその理由：（内容）機構長の変更  
変更前：長木 誠司  
変更後：岡田 猛  
（理由）現機構長の退職に伴い、機構長を変更する。

※その他の変更については別紙新旧対照表を参照のこと。

変更予定年月日： 令和5年4月1日（設置年月日：平成31年5月1日）

## 東京大学 連携研究機構 概要

1	変更予定年月日	令和5年4月1日（設置年月日：平成31年5月1日）
2	連携部局名 ※連携部局全てについて記載 （全学組織を含む）	総合文化研究科、医学系研究科、工学系研究科、人文社会系研究科、教育学研究科、数理科学研究科、情報学環
3	学外の連携機関・企業等	公益財団法人かけはし芸術文化振興財団、ダイキン工業株式会社
4	組織の名称 （英語名称）	芸術創造連携研究機構 （英語名称：The University of Tokyo Art Center）
5	全体概要	<p>本学は、建学以来ほとんどすべての学問分野を対象として研究・教育活動を行ってきており、それらはめざましい成果をあげてきた。しかしながら、本学が本格的に取り組んでこなかった唯一の分野が芸術創造である。</p> <p>今日の芸術は、文系の人文知に加えて、理系の先端知も取り込みながら、多様な展開を遂げており、様々な学問分野とも関係を持ちつつある。そうした芸術についての研究も、従来の美学や美術史といった文化系の諸学問分野のみからではなく、文化政策、建築、脳科学、人工知能、数学、身体運動、認知科学、教育学など、さまざまな角度からのアプローチがなされているのである。</p> <p>例えば、身体運動の視点から、声楽家や演奏家、あるいは能楽者の身体や手足の筋肉の動き等々、身体活動の特質がいかに優れた演奏や上演に直結しているかが明らかにされたり、AIを実装した音楽ロボットによる演奏により、人間による演奏や人間同士の合奏の核心的な部分が透視できるようになりつつある。聴いている音楽、眺めている形象の形や美を脳がどのように感じているのかということは、脳科学からのアプローチも進んでおり、それらは実際の音楽体験や演奏、美術の鑑賞態度にフィードバックされようとしている。また、すでに理系の教員や学生が、その先端知を用いて創作しているメディアアートは、芸術の先端的な表現の可能性を追求するものであり、その芸術的、歴史的な意義については、美学や美術史等による検証も必要不可欠である。本学においては文系・理系どちらの研究も個別に進められているにもかかわらず、両者が連携する機会がなかった。相互の連関が希薄だったのである。</p> <p>芸術的な感性は、人間の学習過程において大きな役割を果たしていることが判明しており、芸術系大学ではなく総合大学における芸術教育が、どのように各学問分野を豊かにするのかを芸術教育の実践から研究する。欧米や中国のトップ大学はいずれも芸術学部すら有しているが、この点で東京大学は大きく立ち後れている。</p> <p>こうした総合大学本来のあり方に則り、従来の枠を越えた共同研究によって、各部局で培われている知を連携させ、同時に芸術活動を実践しているアーティストとの連携も行いながら、芸術に関する文理融合型の最先端の研究を実現することが、本連携研究機構の主旨である。</p>
6	設置目的	<p>芸術創造を行うアーティストと連携した文理融合型の最先端の芸術研究は、国内の芸術系の大学では実現が難しいが、総合大学ならば可能である。しかしながら、従来各部局の個別研究を連携させるプラットフォームがなかった。芸術創造と一体となった研究活動を全学的に組織化することで、このプラットフォームを形成し、従来の東京大学の枠を超えた新たな身体知を創造する(学問的効果)。日本の国立大学・総合大学では初めてとなる常設のクリエイティブ・アーカイブ、アート・ラボ等の設置によって、研究者とアーティスト、大学と芸術関係の企業・財団等との連携を進める。研究成果のアート界へのフィードバックを通して、新たな芸術創造の方法を社会的にも促進していく射程を持つことにより、日本の芸術文化の質的向上に貢献する。また、総合文化研究科を中心とする連携研究機構であることを活かし、アーティストと連携した大学教育の現場を別途のプログラムで設けることによって、文系・理系を問わず、新たな芸術的感性や構想力に富み、情操に恵まれた研究者を未来社会を牽引する人材として育てることにより、社会への還元を果たす(社会的効果)。</p> <p>本学は本事業の達成によって、世界トップクラスの大学に後れをとっていた芸術研究教育の全学的組織化を達成し、世界のトップスクールとしての認知度を高めることが可能となり、国際学術交流を増加させることができる。</p>
7	連携研究機構の長 （氏名・所属・職名）	岡田猛・教育学研究科・教授
8	参画教員	別紙のとおり
9	組織・運営体制 （部局間等連携体制）  人事管理体制	参画教員は、年間を通じて展開されていく各種の芸術創造や芸術教育に関する連携研究に参加する。その方法は運営委員会における承認の下で各部局の事情に合わせて、部局の責任において行われる。全体の事務的な管理のために駒場内に1名特任助教を配置している。

10	組織・運営体制 (部局間等連携体制)  予算運用体制	概要説明	機構の維持に必要な基盤的経費の分担(連携部局間の合意に基づく)およびかけはし財団、ダイキン工業株式会社、日本たばこ産業株式会社などの外部資金によって運営している。外部資金の調達に応じて、順次アート・ラボおよびアーカイヴ等を整備していく。機構立ち上げ後に外部資金によって順次予算が増加することを見込んでいる。						
		実施予定期間における年度別 予算運用計画  ※変更後直近5年中における 年度別予算運用計画を記載 下さい。(単位:百万円)		令和5年度	令和6年度	-	-	-	計
			事業総額	14	14	-	-	-	28
			人件費	6	6	-	-	-	12
			事業実施費 ※研究に直接 関係する費用	7	7	-	-	-	14
運営費 ※事業実施費 以外の、連携 研究機構を運 営するための 費用(環境整備 費等)	1	1	-	-	-	2			
変更初年度予算詳細 ※変更が生じた年度の事業 総額の財源内訳を記入して ください。 ※必要に応じて行を追加 してください。	財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。						金額 (百万円)		
	公益財団法人かけはし芸術文化振興財団						3		
	ダイキン工業株式会社						3		
	日本たばこ産業株式会社						1.5		
	大学運営費						6.5		
計						14			
11	設置予定期間及び 自己評価を行う時期	期間:平成31年5月1日 ~ 令和6年3月31日 自己評価実施予定時期:令和3年1月、令和5年1月							
12	実施内容	<p>特定のジャンルや従来のジャンル横断型のアーティストと連携し、各部局からの研究者を交えた共同研究を随時行おうと同時に、そのプロセスないし成果をシンポジウムやワークショップの形で、あるいは連携部局の授業内で公表する。以上の基本活動に加えて、5つの重点活動を行う。研究・教育機関である総合大学という組織の特性を利用し、これらの重点活動は創作・研究・教育の間、そしてアーティスト・研究者・学生の間、常に芸術と先端知の密接な連関、総合大学として取り組む意義を明示し続けることが意図されている。</p> <p>①〈アーティスト・イン・レジデンス〉として、国内外から招いたアーティストに東京大学の学術資源(駒場美術博物館や各部局に保管されている作品や資料等)や施設・設備を活用し、また他分野の研究者との対話を通しての創作活動や実践的な活動を依頼して、東京大学の多様な学術資源を可視化し、世界に発信する。基礎科学の数学や物理、天文学等々は、常にアートの現場に刺激を与えてきた長い歴史がある。それは今日のような高度化した科学の場合も同じである。例えば、高次元論から考える美術や音楽、インスタレーションにおけるコンピュータ・プログラミングの利用、作曲や演奏活動のための特化したプログラムの開発と応用等々の例が示すのは、アートの現場が科学知と密接に関連し合い、科学の現場もそこから大きな刺激を受ける可能性があることである。</p> <p>②本来、総合大学という組織のなかにあるべき芸術教育の方法に関する研究のほか、大学外にある、ミュージアムや音楽堂、劇場等々の様々な場や施設、組織における芸術教育の方法に関する研究を実施する。</p> <p>③社会に開かれたシンポジウムや講演会を開催し、研究成果を社会に還元すると同時に、学外の多様なセクターと連携して、新たな価値の共創を推進する〈芸術を用いた社会連携〉を実現する。</p> <p>④〈アート・ラボ〉を開設し、教育研究を目的とした学生・教員による創作活動を技術的に支援し、芸術創造に関する共同研究の拠点を形成する。</p> <p>⑤総合文化研究科が中心となるため、駒場博物館の収蔵庫を拡充して、芸術作品だけでなく芸術関連資料も収集し、創作活動を促進する〈クリエイティブ・アーカイヴ〉をつくり、芸術資源を保存すると同時に創造的に活用する。</p> <p>以上のうち、ことに④、⑤に関しては、外部資金調達に即して順次実施する予定である。</p>							
13	本学の基本方針との具体的な 関連性 ※本学の基本方針 (UTokyo Compass)との関 連性を具体的に記載下 さい。	<p>芸術創造連研究機構は、大学の枠を越えた研究者やアーティストとの連携を踏まえながら、文理を超えた身体知による「価値創造」を通して、学術的・市民的エリートに不可欠の芸術的感性の養成に貢献する(アクション1-①)。また、共同研究による研究成果を社会へ還元しつつ(アクション3-①)、芸術アーカイヴおよびアーティスト・イン・レジデンスを通して、本学の学術資源を内外に発信する(アクション1-③および3-④)。アーティストを本学の構成員とし、芸術を軸に異分野の研究者を集めることで、組織の活性化を推進し(アクション4-③)、芸術創造のためのラボなどを設立し、世界水準の教育研究を支える環境を整備する(アクション4-⑤)。さらに、ゆくゆくは別途の横断教育プログラムを設置して、「自ら新しい発想を生み出す力」の涵養を教養教育で実施する(アクション2-⑥)。</p>							

14	組織創設にあたり連携研究機構制度を活用する理由	①東京大学の公式な組織として活動を行う理由  東京大学ビジョン2020に沿った、分野横断的な研究活動、および研究成果の社会還元を明確に可視化するため。また、それにより産学共同の連携を図り、学外の資金調達を円滑に行うため。
		②連携研究機構制度の活用が最適とした理由  学内の芸術関連の研究者、および各部署がこれまで単独で行っていた芸術関連の研究、あるいは芸術教育に関する研究を集約し、部署間の情報を集約しながら緊密な連携を図って、各研究活動のいっそうの活性化を促進するには、この制度がもっとも相応しいと判断されるため。また、「学の融合による新たな学知を創ることを促す」という連携研究機構の主旨にまさに即しており、関係する複数の部署の発意に基づき、連携した取り組みを推進する体制を整備できるからである。さらに、これまで存在しなかった、東京大学全体における芸術関連の内と外へ向けた「顔」として、大学内外との情報交流を円滑にするためにも最適だと考えられるためでもある。ことに学外のさまざまな組織に対して、学内が連携していることを示すためには、本機構は最適だと考えられる。
15	既存組織(※)との関連、相違点、役割分担  ※既存の部局センター、総長室総括委員会下の機構等	東京大学にはこれまでアート関連の研究を一括集約する組織がなく、各部署がその研究領域に応じて独自に行っていた活動成果を共有し、さらに推進する統合組織は存在していなかった。
16	将来計画	本機構の重要な機能としての、部局間における連携を緊密にするため、駒場キャンパス内に連絡拠点の空間を作る。同空間はアート・ラボやアート関連のアーカイブの在り所としても活用するが、ラボとアーカイブに関しては、機構立ち上げ時にすぐに設置するというのではなく、外部資金の獲得状況をうかがいながら、機構成立後にその成果に応じて展開規模を柔軟に調整しつつ設置することを予定している。また、アーティストと連携した研究成果の教育活動への数延化をも念頭に置き、別途、部局横断教育プログラムなどを作って前期・後期の教養教育プログラムを充実させ、芸術教育の各部署における波及効果に関する研究に反映させていきたい。東京芸術大学の東京芸術大学演奏芸術センターとは、アーティスト招聘の面で協力関係を持ちたいと考えている。また同大学の芸術情報センターとはすでに教員(アーティスト)の参画を含めて連携を始めており、アートのワークショップ研究なども計画もあるが、今後とも密接な関係を取っていく考えである。学内での成果発表の場としては、駒場の美術博物館との連携が行われているが、そこでの発表を初台のICCのような、より開かれた場でバージョン・アップした形で行うことも将来的には検討している。設置期間中に機構の運営の状況および成果を見据え、検討を加えながら、設置期間終了後も継続・延長して本機構を存続させたいと考えている。
17	部局教授会等承認年月日 ※連携部局全てについて記載 ※本届出にかかる承認についてのみ記載	総合文化研究科 令和 年 月 日 承認予定
		医学系研究科 令和 年 月 日 承認予定
		工学系研究科 令和 年 月 日 承認予定
		人文社会系研究科 令和 年 月 日 承認予定
		教育学研究科 令和 年 月 日 承認予定
		数理科学研究科 令和 年 月 日 承認予定
		情報学環 令和 年 月 日 承認予定
18	備考	

## 芸術創造連携研究機構 参画教員一覧

(令和5年4月1日現在)

## 1. 連携研究機構の長

氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
岡田 猛	教授	教育学研究科・総合教育科学専攻	兼任 学際情報学府

## 2. その他の参画教員

部局名	総合文化研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
池上 高志	教授	広域科学専攻	
今橋 映子	教授	超域文化科学専攻	
植田 一博	教授	広域科学専攻	
<del>岡ノ谷一夫</del>	<del>教授</del>	<del>広域科学専攻</del>	
沖本 幸子	教授	超域文化科学専攻	
折茂 克哉	助教	超域文化科学専攻	
加治屋 健司	教授	超域文化科学専攻	
河合 祥一郎	教授	超域文化科学専攻	
韓 燕麗	教授	超域文化科学専攻	
工藤 和俊	教授	広域科学専攻	知能社会創造研究センター
清水 晶子	教授	超域文化科学専攻	
高木 紀久子	特任助教	芸術創造連携研究機構	
舘 知宏	教授	広域科学専攻	
田中 純	教授	超域文化科学専攻	
中井 悠	准教授	超域文化科学専攻	
針貝 真理子	准教授	超域文化科学専攻	
星野 太	准教授	超域文化科学専攻	
松井 裕美	准教授	超域文化科学専攻	
<del>三浦一篤</del>	<del>教授</del>	<del>超域文化科学専攻</del>	
山口 泰	教授	広域科学専攻	
四本 裕子	教授	広域科学専攻	

部局名		医学系研究科	
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
栗原 裕基	教授	分子細胞生物学専攻	
<del>中島 淳</del>	<del>教授</del>	<del>外科学専攻</del>	
田中 庸介	講師	分子細胞生物学専攻	
<del>辻 陽介</del>	<del>特任准教授</del>	<del>内科学専攻</del>	

部局名		工学系研究科	
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
千葉 学	教授	建築学専攻	
村上 存	教授	機械工学専攻	価値創造デザイン人材育成研究機構

部局名		人文社会系研究科	
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
小林 真理	教授	文化資源学研究専攻	
高岸 輝	准教授	基礎文化研究専攻	
楯岡 求美	准教授	欧米系文化研究専攻	
芳賀 京子	准教授	次世代人文学開発センター	知能社会創造研究センター
吉田 寛	准教授	基礎文化研究専攻	

部局名		教育学研究科	
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
<del>岡田 猛</del>	<del>教授</del>	<del>総合教育科学専攻</del>	<del>兼任 学際情報学府</del>
勝野 正章	教授	学校教育高度化専攻	
小玉 重夫	教授	総合教育科学専攻	高大接続研究開発センター
<del>福留 東土</del>	<del>教授</del>	<del>総合教育科学専攻</del>	
新藤 浩伸	准教授	総合教育科学専攻	連携研究機構ヒューマニティーズセンター

部局名		数理科学研究科	
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
<del>金井 雅彦</del>	<del>教授</del>	<del>数理科学専攻</del>	
平地 健吾	教授	数理科学専攻	
松尾 厚	准教授	数理科学専攻	

部局名	情報学環・学際情報学府		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
笥 康明	教授	学際情報学専攻	インクルーシブ工学連携研究機構 次世代知能科学研究センター
北田 暁大	教授	学際情報学専攻	
<del>王藤 和俊</del>	<del>准教授</del>		<del>知能社会創造研究センター</del>
高木 聡一郎	教授	学際情報学専攻	
苗村 健	教授	学際情報学専攻	情報理工学系研究科 バーチャルリアリティ教育研究センター 価値創造デザイン人材育成研究機構 エドテック連携研究機構 インクルーシブ工学連携研究機構 次世代知能科学研究センター
暦本 純一	教授	学際情報学専攻	数理・情報教育研究センター バーチャルリアリティ教育研究センター エドテック連携研究機構
渡邊 英徳	教授	学際情報学専攻	

(2023年 月 日 教授総会承認時点)

(社会連携講座等様式)【新規】

東京大学 未来戦略 LCA 連携研究機構「先制的 LCA」社会連携研究部門の概要

1. 設置年月日 (設置期間)	2023年 4月 1日 (2023年 4月 1日～ 2026年 3月 31日 3年間)						
2. 部局名	東京大学 未来戦略 LCA 連携研究機構						
3. 社会連携講座等の名称	(和文) 先制的 LCA (英文) Pre-emptive LCA						
4. 連携機関名	①旭化成株式会社 ②会宝産業株式会社 ③株式会社神戸製鋼所 ④住友化学株式会社 ⑤積水化学工業株式会社 ⑥株式会社テクノバ ⑦株式会社デンソー ⑧凸版印刷株式会社 ⑨日本製鉄株式会社 ⑩マツダ株式会社 ⑪三菱ケミカル株式会社 ⑫株式会社 IHI ⑬JFE スチール株式会社 ⑭株式会社 UACJ						
5. 連携機関の概要	別紙のとおり						
6. 社会連携講座等経費額	総額 126,000,000 円 <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">うち基礎的経費</td> <td style="text-align: right;">96,923,078 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">研究支援経費</td> <td style="text-align: right;">29,076,922 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">研究料</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>	うち基礎的経費	96,923,078 円	研究支援経費	29,076,922 円	研究料	0 円
うち基礎的経費	96,923,078 円						
研究支援経費	29,076,922 円						
研究料	0 円						
7. 支払方法及び時期	現金で納入 (分割) 2023年度 42,000,000 円 2024年度 42,000,000 円 2025年度 42,000,000 円						
8. 担当教員	杉山正和特任教授(兼務) 醍醐市朗特任准教授(兼務) 特任教授 1名採用予定 特任助教 1名採用予定						

<p>9. 研究及び教育目的</p>	<p>LCA は、すでに製品や生産プロセスの評価や、需要家・消費者向けのフットプリント算定、さらに事業活動の Scope 3 算定として企業においても実施され始めており、製品・サービス・企業活動の環境負荷削減に向けての効率的な方策立案に活用されている。一方で、個別技術の現状評価では、喫緊の地球規模課題である社会全体の GX への道を示すことは困難である。現在の LCA では考慮できない産業構造や社会制度の著しい変化や技術の目覚ましい革新が必要であり、個々の技術が相互に影響し合うからである。このような GX を実現するための企業の経営判断や政策立案でも、透明性が担保された学理に基づく共通手法の確立が期待される。連携研究機構の研究者と参画企業が連携してこの課題に取り組むことにより、将来の大きな変化の方向性を示すための新たな学理・共通手法の構築を目指す。</p>
<p>10. 研究及び教育内容・研究課題等</p>	<p>先制的 LCA 社会連携研究部門では、連携研究機構の研究者と参画企業の連携を強力に推し進め以下のような研究活動を行う。</p> <p>1. 先制的 LCA 学理・共通手法の構築</p> <p>CN に資する先端技術による GHG 削減ポテンシャル評価を例とすると次のような課題がある。</p> <p>①技術と社会の相互作用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象先端技術の実装が影響を与える社会システム要素の把握とその変化</li> <li>・当該先端技術の実装速と関係する社会システムの変化と時間軸での変化</li> </ul> <p>②実験室技術からの社会実装後のシステムパフォーマンスの推定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該技術の専門知から実装プロセスシステムの設計</li> </ul> <p>③地域依存性・気候依存性の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理的有效範囲が小さく、かつ差異が大きなインベントリ情報やインパクトの推定</li> </ul> <p>2. LCA 人材の育成</p> <p>先制的 LCA の実践や教育活動を通じて、先端技術と LCA の専門知を併せ持つ人材を育成する。共通講義の実施、参画教員による学生や派遣研究員の指導を行う。学位取得も支援する。</p>

	<p>3. 参加主体の情報交換</p> <p>参加企業と学内教員、連携研究機関が参加する研究会を定期的に開催すると共に、特定テーマを議論するワーキンググループを設置し、産学や産業分野の枠を超えた情報交換の場を形成する。</p> <p>4. 実事例への適用と検証</p> <p>先制的 LCA 手法構築の実践と検証のために、学内および参加企業等における開発中の先端技術の評価に適用する。企業等からの提案については、独立した個別の共同研究契約の元で実施する。</p> <p>5. 産業政策への提言</p> <p>産業における先制的 LCA 活用推進のための支援や制度設計について政策提言を行う。当研究部門と連携研究機構の成果を総合して、GX を加速する技術実装戦略や科学技術政策の提言を行う。</p>
11. 期待される成果	<p>未来の持続可能な社会を戦略的に構築するための先制的 LCA の学理を確立するとともに、産業界や政策立案組織との連携を確固たるものとする。また、未来戦略 LCA 連携研究機構内で継続している委託研究とも連携しながら、先端科学技術の公平かつ高信頼性の先制的 LCA 分析の実践により、エビデンスに基づく社会実装戦略および政策立案基盤となる標準化手法およびガイドラインを示す。また、その取り組みを通じて、ライフサイクル思考を身につけ、手法の社会実装を行う人材育成や手法の普及を図る。これらの取り組みにより SDGs の達成に貢献する。</p>
12. 備 考	<p>2023 年 1 月 日 先端科学技術研究センター教授総会承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 工学系研究科 承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 農学生命科学研究科 承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 経済学研究科 承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 総合文化研究科 承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 新領域創成科学研究科 承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 公共政策学連携研究部 承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 生産技術研究所 承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 未来ビジョン研究センター 承認 (設置)</p> <p>2023 年 1 月 日 環境安全研究センター 承認 (設置)</p>

(別紙) 連携機関の概要

- ①旭化成株式会社
- ②会宝産業株式会社
- ③株式会社神戸製鋼所
- ④住友化学株式会社
- ⑤積水化学工業株式会社
- ⑥株式会社テクノバ
- ⑦株式会社デンソー
- ⑧凸版印刷株式会社
- ⑨日本製鉄株式会社
- ⑩マツダ株式会社
- ⑪三菱ケミカル株式会社
- ⑫株式会社 IHI
- ⑬JFE スチール株式会社
- ⑭株式会社 UACJ

①旭化成株式会社

- (1) 設立年月日 1931年5月21日
- (2) 資本金 103,389百万円(2022年3月31日現在)
- (3) 営業利益 2,026億円(2022年3月期)
- (4) 従業員数 46,751人(2022年3月31日現在)
- (5) 事業の内容 総合化学企業。マテリアル(樹脂・繊維・電子材料等)、住宅・建材、ヘルスケア関連

②会宝産業株式会社

- (1) 設立年月日 1969年5月
- (2) 資本金 82,000千円(2022年12月1日現在)
- (3) 収益 2,545,874千円(2021年1月から12月期、売上高)
- (4) 従業員数 88人(2022年12月1日現在)
- (5) 事業の内容 自動車リサイクル

③株式会社神戸製鋼所

- (1) 設立年月日 1911年6月28日
- (2) 資本金 2,509億円(2022年3月31日現在)
- (3) 収益 2,082,582百万円(2021年度)
- (4) 従業員数 連結 38,106人(2022年3月31日現在)
- (5) 事業の内容 鉄鋼アルミ、素形材、溶接、エンジニアリング、機械、建設機械、電力

④住友化学株式会社

- (1) 設立年月日 1925年6月1日
- (2) 資本金 89,810,000千円(2022年7月22日現在)
- (3) 収益 2,765,321,000千円(2022年3月期)

- (4) 従業員数 34,703 人 (連結 2022 年 3 月 31 日現在)  
(5) 事業の内容 エッセンシャルケミカルズ、エネルギー・機能材料、情報電子化学、健康・農業関連事業、医薬品

⑤積水化学工業株式会社

- (1) 設立年月日 1947 年 3 月 3 日  
(2) 資本金 10,0002,375 千円 (2022 年 3 月 31 日現在)  
(3) 収益 1,157,945,000 千円 (2022 年 3 月期, 連結ベース、売上高)  
(4) 従業員数 26,419 人 (2022 年 3 月 31 日現在)  
(5) 事業の内容 住宅、社会インフラ、エレクトロニクス/移動体、ライフサイエンス、環境・エネルギー面などの社会課題解決に資するイノベーション創出

⑥株式会社テクノバ

- (1) 設立年月日 1978 年 5 月 1 日  
(2) 資本金 1 億 6,000 万円 (2022 年 12 月 1 日現在)  
(3) 収益 499,788 千円 (2022 年 3 月期)  
(4) 従業員数 30 名 (2022 年 12 月 1 日現在)  
(5) 事業の内容 エネルギー・環境、交通システム、その他の先進技術についての調査、研究、コンサルティング、新事業プロモーション等

⑦株式会社デンソー

- (1) 設立年月日 1949 年 12 月 16 日  
(2) 資本金 1875 億円 (2022 年 3 月 31 日現在)  
(3) 収益 連結 5 兆 5,155 億円 (2021 年 4 月 1 日~2022 年 3 月 31 日)  
(4) 従業員数 連結 167,950 人 単独 45,152 人 (2022 年 3 月 31 日現在)  
(5) 事業の内容 自動車技術、システム及び製品の開発・製造

⑧凸版印刷株式会社

- (1) 設立年月日 1900 年 1 月 17 日  
(2) 資本金 104,986 (百万円) (2022 年 3 月末現在)  
(3) 収益 連結売上高 1,547,533 (百万円)  
(4) 従業員数 連結 54,336 名 (2022 年 3 月末現在)  
(5) 事業の内容 印刷、情報コミュニケーション分野、生活・産業事業分野、エレクトロニクス事業分野

⑨日本製鉄株式会社

- (1) 設立年月日 2019 年 4 月 1 日  
(2) 資本金 4,195 億円 (2021 年 3 月 31 日現在)  
(3) 収益 当期利益 6,373 億円 (2021 年度)  
(4) 従業員数 106,528 人 (2022 年 3 月 31 日現在)  
(5) 事業の内容 製鉄、エンジニアリング、ケミカル・マテリアル、システムソリューションの各事業

⑩マツダ株式会社

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| (1) 設立年月日 | 1920年1月30日                |
| (2) 資本金   | 2840億円(2022年3月31日現在)      |
| (3) 収益    | 売上高31,203億円(2022年3月31日現在) |
| (4) 従業員数  | 23,266人(単体)(2022年3月31日現在) |
| (5) 事業の内容 | 自動車の製造および販売               |

⑪三菱ケミカル株式会社

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 設立年月日 | 2017年4月1日(創業1933年8月31日) |
| (2) 資本金   | 532億29百万円               |
| (3) 収益    | 連結39,769億円(2022年3月期)    |
| (4) 従業員数  | 連結69,784人(2022年3月31日現在) |
| (5) 事業の内容 | 機能商品、素材他                |

⑫株式会社 IHI

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 設立年月日 | 1853年12月5日                                  |
| (2) 資本金   | 1071億6500万円(2022年3月31日現在)                   |
| (3) 売上収益  | 11,729億円(2022年3月期)                          |
| (4) 従業員数  | 連結28,801名, 単独7,779名(2022年3月31日現在)           |
| (5) 事業の内容 | 資源・エネルギー・環境, 社会基盤・海洋, 産業システム・汎用機械及び航空・宇宙・防衛 |

⑬JFE スチール株式会社

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 設立年月日 | 2003年4月1日  |
| (2) 資本金   | 239,644,000千円(2022年3月31日現在)                            |
| (3) 収益    | 3,173,475,000千円(2022年3月期、連結売上)                         |
| (4) 従業員数  | 45,000人(2022年3月31日現在、連結)                               |
| (5) 事業の内容 | 各種鉄鋼製品の製造・販売、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業 |

⑭株式会社 UACJ

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 設立年月日 | 2013年10月1日                                     |
| (2) 資本金   | 522億円77百万円(2022年3月31日現在)                       |
| (3) 収益    | 782,911百万円(2022年3月31日、売上高)                     |
| (4) 従業員数  | 9571人(2022年3月31日現在)                            |
| (5) 事業の内容 | アルミニウム等の非鉄金属及びその合金の圧延製品・鋳物製品・鍛造製品並びに加工品の製造・販売等 |

## 2023年度総務委員会及び拡大教授会開催日程等（案）

### 1 開催日程

<u>総務委員会</u>	<u>総務委員会及び拡大教授会</u>
2023年 4月 6日（木）	2023年 4月20日（木）
2023年 6月 1日（木）	2023年 5月18日（木）
2023年 7月 6日（木）	2023年 6月15日（木）
2023年 9月 7日（木）	2023年 7月20日（木）
2023年10月 5日（木）	2023年 9月21日（木）
2023年11月 2日（木）	2023年10月19日（木）
2023年12月 7日（木）	2023年11月16日（木）
2024年 2月 1日（木）	2023年12月21日（木）
	2024年 1月18日（木）
	2024年 2月15日（木）
	2024年 3月 7日（木）

### 2 開催時刻及び会場

○総務委員会

開催時刻 13:15      会場：アドミニストレーション棟3階大会議室  
 または Zoom での遠隔会議

○拡大教授会

開催時刻 15:00      会場：102号館3階会議室  
 または Zoom での遠隔会議